

「介護」

ひとりで抱え込んでいませんか？

ぜひ、
ご相談ください。

【平成12年4月1日事業開始】
事業所番号 0172900086

旭川市社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所

4人の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護に関する相談に応じ、さまざまな介護保険サービスをご紹介します。まずは、ひとりで悩まずに、私たちにご相談ください。



介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

「介護保険法」に規定された専門職です。
介護保険法第7条第5項において、「要介護者又は要支援者（以下、要介護者等）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護支援専門員証の交付を受けたもの。」と位置づけられています。

介護支援専門員は、厚生労働省令で定める実務の経験を有し、試験に合格かつ実務研修の課程を修了することで、介護支援専門員として登録することができます。

登録や試験などは、すべて都道府県知事が行います。

相談**無料**

お気軽にお電話ください。

旭川市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

〒070-8003

旭川市神楽3条4丁目1番18号

☎ (0166) 60-1750

お問合せは、土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く、8時45分～17時15分までをお願いします。

サービス利用までの流れ

① 要介護認定の申請

まずは、旭川市に要介護認定（要支援認定含む。以下同じ。）の申請をします。



② 認定調査・主治医意見書

旭川市等の調査員が自宅や施設を訪問し、心身の状態を確認するため認定調査を行います。



③ 審査判定

全国一律の判定方法で、要介護度の判定が行われます。（一次判定）
一次判定の結果と主治医意見書にもとづき、**介護認定審査会**による要介護度の判定が行われます。（二次判定）



④ 認定

旭川市は、介護認定審査会の判定結果にもとづき、要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。認定は、**要支援1・2から要介護1～5までの7段階及び非該当**に分かれています。



⑤ 介護（介護予防）サービス計画書の作成

介護（介護予防）サービスを利用する場合は、**介護（介護予防）ケアプラン（サービス計画書）**の作成が必要となります。

要介護1以上のケアプランは、介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる、旭川市から指定を受けた居宅介護支援事業所に依頼します。



この居宅介護支援事業所のひとつが私たちです。

⑥ 介護サービス利用の開始

ケアプランにもとづいた、さまざまなサービスが利用できます。

【参考】厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」

相談**無料**

お気軽にお電話ください。

旭川市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

〒070-8003

旭川市神楽3条4丁目1番18号

☎ (0166) 60-1750

お問合せは、土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く、8時45分～17時15分までをお願いします。